

改正

平成28年3月18日条例第28号

新潟市興行場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(興行場の設置の場所及びその構造設備の基準)

第2条 法第2条第2項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 興行場の設置の場所の基準 次に掲げる基準に適合すること。

ア 排水不良の場所その他入場者の衛生に支障を来す場所でないこと。ただし、興行場の周囲に排水及び清掃を容易に行うことができる設備を設け、並びに興行場の床に防湿上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

イ 興行場の周囲には、採光及び換気に支障のない空地その他の適当な空間があること。ただし、興行場の構造設備により十分な採光及び換気を行うことができる場合は、この限りでない。

(2) 興行場の構造設備の基準 次に掲げる基準に適合すること。

ア 十分な耐久性を有する材料で築造し、清掃、消毒及び排水を容易に行うことができる構造であること。

イ 興行を見せ、又は聞かせるため入場者に利用させる場所（以下「観覧室」という。）は、舞台その他の興行に直接関係する場所を除き、隔壁等により観覧室以外の施設と区画されていること。

ウ 入場者が利用する場所（以下「場内」という。）は、入場者が容易に移動し、及び避難することができる空間並びに容易に避難することができる適当な数の避難口を有すること。

エ 観覧室は、入場者が容易に移動し、及び出入りすることができること並びに入場者の衛生及び観覧に支障が生じないよう十分な広さ及び高さを有し、並びに適当な数及び広さの観覧席を備えること。

オ 食堂、食品を取り扱う売店及び食品販売のための設備は、便所（次室を設けた水洗便所で

衛生上支障のないものを除く。)の付近その他衛生上支障を及ぼすおそれがある場所に設けないこと。

カ 興行場内を全面禁煙とする場合は、その旨を利用者の見やすい場所に表示し、興行場内を全面禁煙としない場合は、喫煙所を設け、次に掲げる措置をとること。

(ア) 喫煙所は、喫煙所以外の興行場内の場所と区画し、喫煙所である旨を表示すること。

(イ) 喫煙所は、たばこの煙を屋外に排出するために十分な排気風量を有する排気装置を設け、及びたばこの煙が喫煙所以外の興行場内の場所に流れ出ない構造とすること。

キ 入場者の利用に供するため、次に掲げる基準に適合する便所を設けること。

(ア) 場内に設けること。ただし、興行場以外の施設に併設された興行場で、当該施設内に、当該興行場に近接して入場者の需要を満たすことができる便所があるものについては、この限りでない。

(イ) 各階に、男女別に設けること。ただし、入場者の利便を損なわない場合は、各階に設けることについては、この限りでない。

(ウ) 出入口は、観覧室に直接面していないこと。ただし、次室を設けた水洗便所で衛生上支障のないものについては、この限りでない。

(エ) 床面及び内壁の床面から少なくとも1メートルまでの部分は、不浸透性の材料で築造されていること。

(オ) 便器の数は、次に掲げるとおりとすること。

- a 各階((イ)ただし書の規定により便所を設ける場合は、当該便所を利用する入場者が主として利用する観覧室の存する階)の観覧室の次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数(その数に1未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数)以上であること。

観覧室の床面積	便器の数
300平方メートル以下	観覧室の床面積を15平方メートルで除して得た数
300平方メートル超600平方メートル以下	20に、観覧室の床面積から300平方メートルを減じた面積を20平方メートルで除して得た数を加えた数
600平方メートル超900平方メートル以下	35に、観覧室の床面積から600平方メートルを減じた面積を30平方メートルで除して得た数を加えた数

900平方メートル超	45に、観覧室の床面積から900平方メートルを減じた面積を60平方メートルで除して得た数を加えた数
------------	---

b 男性用大便器は、男性用小便器5個までごとに1個設けること。

(カ) 流水式手洗い設備を設けること。

ク 興行場内の汚染された空気の排除、温度及び湿度の調整等により衛生的な空気環境を確保するため、次に掲げる基準に適合する空気調和設備又は機械換気設備を設けること。

(ア) 空気調和設備又は機械換気設備の構造は、次に掲げるとおりであること。

a 外気取入口は、汚染された空気を取り入れることがない位置にあること。

b 空気の流れを停滞させることなく空気分布を均等にする吹出機能を有する給気口を有し、及び十分な吸引機能を有する排気口を有すること。

c 給気用送風機及び排気用送風機は、外気の流れによって著しく換気能力が低下しないものであること。

d 風道は、空気を汚染するおそれのない材料で造られていること。

e 送風機、給気口、排気口等は、保守点検及び整備を容易に行うことができるものであること。

(イ) 観覧室の空気調和設備又は機械換気設備は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める種類のものであること。

区分		種類
1	地上にある観覧室でその床面積の合計が400平方メートルを超えるもの及び地下にある観覧室	空気調和設備又は第1種機械換気設備
2	地上にある観覧室でその床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以下のもの	空気調和設備、第1種機械換気設備、第2種(甲)機械換気設備又は第3種(甲)機械換気設備。ただし、排気を興行場外に十分排出することができる場合は第2種(乙)機械換気設備を、給気が不足するおそれのない場合は第3種(乙)機械換気設備を設けることができる。
3	1の項及び2の項に掲げる観覧室以外の観覧室	空気調和設備、第1種機械換気設備、第2種(甲)機械換気設備、第2種(乙)機械換気設備、第3種(甲)機

械換気設備又は第3種（乙）機械換気設備

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1種機械換気設備 給気用送風機と排気用送風機との併用による機械換気設備をいう。
- (2) 第2種（甲）機械換気設備 給気用送風機と自然排気口との組合せによる機械換気設備であつて、排気を直接に興行場外へ排出するものをいう。
- (3) 第2種（乙）機械換気設備 給気用送風機と自然排気口との組合せによる機械換気設備であつて、排気を廊下その他の部屋を通して、間接に興行場外へ排出するものをいう。
- (4) 第3種（甲）機械換気設備 自然給気口と排気用送風機との組合せによる機械換気設備であつて、給気を直接に興行場外から導入するものをいう。
- (5) 第3種（乙）機械換気設備 自然給気口と排気用送風機との組合せによる機械換気設備であつて、給気を廊下その他の部屋を通して、間接に興行場外から導入するものをいう。

ケ 入場者の衛生及び興行に支障のない次に掲げる基準に適合する照度を得られる照明設備を設けること。ただし、自然光線により当該照度を得られる場合は、この限りでない。

(ア) 観覧室は、床面において20ルクス（映写中又は演劇中にあつては、0.2ルクス）以上であること。

(イ) 場内（観覧室を除く。）は、床面から80センチメートルの高さにおいて100ルクス以上であること。

(ウ) 場内の補助照明設備（主照明設備と電源の異なる照明設備をいう。）は、床面において20ルクス以上であること。

(エ) 映写等のための消灯は、電圧昇降器等による漸減式照明の方法であること。

コ ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備を設けること。

サ 場内の入場者が見やすい位置に温度計及び湿度計を設けること。

シ 興行場内の清潔を保持するため、清掃用具及び必要に応じ散水用具を備え、並びに清掃用具を衛生的に保管することができる専用の設備を設けること。

ス 入場者の利用に供するため、不浸透性の材料で造られ、汚液、汚水、ごみ等が飛散し、及び流出しない構造のごみ箱を置くこと。

セ 観覧室の床面積が400平方メートル以上の興行場にあつては、衛生上支障のない場所に、ごみを置く集積場を設けること。

(営業者が講ずべき措置の基準)

第3条 法第3条第1項の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 興行場内は、適宜清掃し、衛生上支障のないようにすること。
- (2) ねずみ、昆虫等を防除するため巡回点検その他の防除作業を実施し、その実施記録を2年間保存すること。
- (3) 場内は、必要に応じ消毒を実施し、その実施記録を2年間保存すること。
- (4) 空気調和設備及び機械換気設備は、定期的に点検及び補修を行い、並びに次に掲げる基準に適合する衛生的な空気環境を確保するよう管理すること。
 - ア 炭酸ガス濃度は、100万分の1,000以下であること。
 - イ 浮遊粉じん量は、1立方メートル当たり0.15ミリグラム以下であること。
 - ウ 気流は、毎秒0.5メートル以下であること。
 - エ 空気調和設備による場合の温度は、摂氏17度以上28度以下であること。なお、冷房する場合は、外気との温度差は、7度以内であること。
 - オ 空気調和設備による場合の相対湿度は、40パーセント以上70パーセント以下であること。
- (5) 照明設備は、定期的に点検及び補修を行い、常に機能が維持されるよう整備すること。
- (6) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者及びその疑いのある者を業務に従事させないこと。
- (7) 従業員のうちから衛生管理に当たる責任者を定め、これに従業員の衛生教育を行わせること。
- (8) 入場者の衛生を保持するため喫煙所以外の場所における喫煙を禁止し、及びその旨を入場者が見やすい場所に表示すること。
- (9) 入場者についての事故等の発生に備え、適切に対応することができる体制を確立しておくこと。
- (10) 入場定員を入場者が見やすい場所に表示し、及び入場定員を超える者を入場させないこと。

(基準の緩和等)

第4条 市長は、次に掲げる興行場について公衆衛生上支障がないと認める場合は、前2条に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。

- (1) 屋外に面した観覧席を有する興行場
- (2) 季節的又は一時的に、施設を仮設して、又は専ら興行場以外の施設として使用される施設

を利用して経営する興行場（以下「仮設興行場」という。）

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が前2条に規定する基準によることが適当でないとする興行場

(営業許可書の掲示)

第5条 法第2条の2第1項に規定する営業者は、興行場内の入口その他の入場者の見やすい場所に、法第2条第1項の許可を受けたことを証する書類を掲示しておかなければならない。

(手数料)

第6条 法第2条第1項の許可の申請をしようとする者は、当該申請の時に、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 興行場（仮設興行場を除く。）に係る申請 1件につき22,000円

(2) 仮設興行場に係る申請 1件につき6,200円

2 市長は、公益上必要があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に興行場営業に供している興行場については、第2条第2号カの規定は、この条例の施行の日から当該興行場に係る増築若しくは改築又は大規模な修繕が行われるまでの間は、適用しない。

附 則 (平成28年3月18日条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。